

「石油関連製品等の価格転嫁に関する緊急調査」の結果について

令和 8 年 9 月 25 日
公正取引委員会

第 1 調査趣旨

- 1 令和 8 年 2 月以降の中東情勢による石油関連製品等の価格高騰の影響を受けている中小受託事業者の支援として、同年 5 月の会見における高市総理大臣の発言及び同年 6 月に開催された内閣官房の「中堅企業・中小企業・小規模事業者の活力向上のための関係省庁連絡会議」・「賃上げに向けた中小企業等の活力向上に関するワーキンググループ」（合同会議）において、中東情勢の影響を重点調査し、価格転嫁の徹底を図ることが示されている。

このような政府の方針を受けて、公正取引委員会は、令和 8 年 2 月以降の中東情勢を受けて変化している経済状況を踏まえ、サプライチェーンにおける石油関連製品等（注）の価格転嫁の状況を早急に把握するために、幅広い業種を対象とした緊急調査（以下「本件調査」という。）を実施した。

（注）本件調査では、石油に関連する製品を幅広く対象としており、例えば、次の商品が含まれる。

- ・ エネルギー：ガソリン、軽油、重油等の石油燃料
- ・ 石油製品原材料：製品の原材料としての樹脂（ポリエチレン等）、溶剤、ゴム、塗料等
- ・ 石油関連副資材：原材料以外で、製品の出荷に使用される副資材としての石油由来のフィルム、包装資材等
- ・ 石油関連消耗品：製品の製造工程やサービスの提供過程で消費される消耗品としての潤滑油、切削油等

- 2 公正取引委員会は、価格転嫁円滑化に関する政府全体の施策である「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」（令和 3 年 12 月 27 日 内閣官房・消費者庁・厚生労働省・経済産業省・国土交通省・公正取引委員会）に基づく取組の一環として、令和 4 年 2 月 16 日、公正取引委員会のウェブサイトに掲載している「よくある質問コーナー（独占禁止法）」の Q&A（以下「独占禁止法 Q&A」という。）において、下記①又は②に該当する行為（以下「独占禁止法 Q&A に該当する行為」という。）が、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）上の優越的地位の濫用の要件の一つに該当するおそれがあることを明確化した。

【公正取引委員会ウェブサイト「よくある質問コーナー（独占禁止法）」Q&A20】

取引上の地位が相手方に優越している事業者が、取引の相手方に対し、一方的に、著しく低い対価での取引を要請する場合には、優越的地位の濫用として問題となるおそれがあり、具体的には、

- ① 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストの上昇分の取引価格への反映の必要性について、価格の交渉の場において明示的に協議することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと
- ② 労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと

は、優越的地位の濫用として問題となるおそれがある。

令和4年以降、毎年、公正取引委員会は、独占禁止法 Q&A に該当する行為が疑われる事案、価格転嫁の状況等を把握するために調査を行っている。今年度においても、「令和8年度価格転嫁円滑化・支払の適正化に関する調査」（以下「令和8年度調査」という。）を実施中である。

本件調査は、令和8年度調査のウェブアンケート調査において、中東情勢を受けた石油関連製品等の価格転嫁の状況に関する設問を設け、これら設問に対する回答結果を取りまとめるなどしたものである。

第2 調査方法（調査実施期間：令和8年6月26日～7月31日（ウェブアンケート調査及び電話調査）、調査対象行為の期間：同年2月28日～7月27日）

1 ウェブアンケート調査

令和8年6月26日、令和8年度調査のウェブアンケート調査において中東情勢を受けた石油関連製品等の価格転嫁の状況に関する設問（受注者・発注者双方の立場で回答を求めるもの）を設け、47業種¹15万名の事業者に対し、回答を依頼した。

ウェブアンケート調査のうち、中東情勢を受けた石油関連製品等の価格転嫁の状況に関する設問には、27,622名（回答率18.4%）から回答が寄せられた（業種別の回答数は別紙1参照）。

2 電話調査及び立入調査

前記1のウェブアンケート調査の結果を踏まえ、令和8年7月に、275名の事業者に対し、石油関連製品等の価格転嫁の状況について電話調査を実施した。当該電話調査において、独占禁止法 Q&A に該当する行為を行っていた事業者に対して、口頭で、独占禁

¹ 調査対象業種 47 業種（別紙1参照）の事業者。

止法上の問題につながるおそれがあることを指摘した。

また、同年８月以降、石油関連製品等を含む価格転嫁の状況に関して事業者等に対し、立入調査を実施中である。立入調査の中で、独占禁止法違反行為の未然防止の観点から啓発を行うとともに、価格転嫁の実態を把握する。

３ 注意喚起文書の送付

前記１のウェブアンケート調査の結果等を踏まえて、独占禁止法Ｑ＆Ａに該当する行為を行っていた旨を回答した発注者（※）に対して、具体的な懸念事項を記した注意喚起文書を送付した（後記第４の１参照）。

※ 前記２の電話調査において独占禁止法上の問題につながるおそれがあることを指摘した事業者を含む。

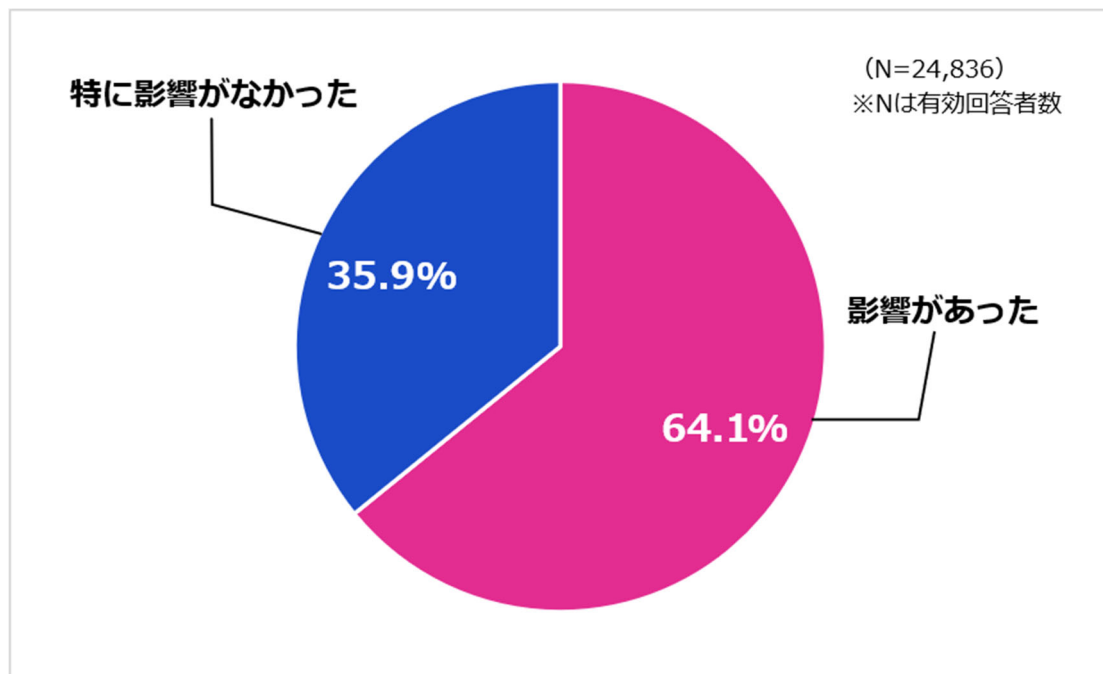
第３ 緊急調査の結果

１ 石油関連製品等の価格高騰に関する影響と対応

(１) 影響の有無 （業種別・都道府県別の詳細は別紙２－１、別紙２－２参照）

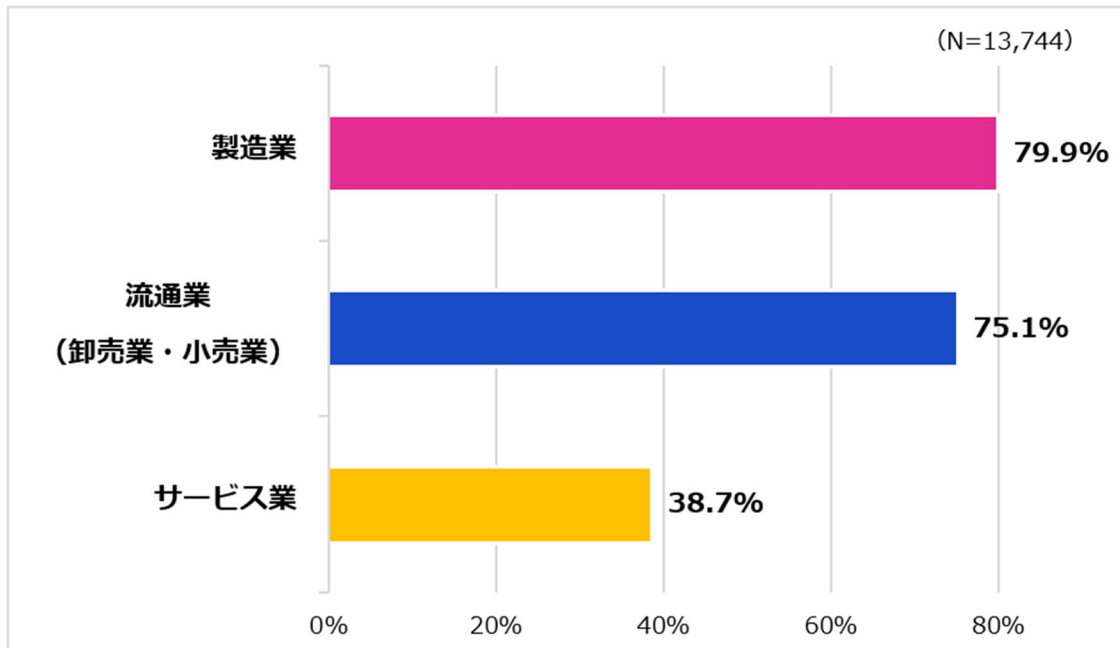
中東情勢の影響を受けた石油関連製品等の価格高騰に関する影響について、受注者の立場での回答のうち、64.1%が「影響があった」と回答した（図表１）。

【図表１：受注者の立場からの影響の有無（47業種全体）】



このうち、業種を製造業、流通業、サービス業で大別すると、製造業（79.9%）及び流通業（75.1%）で「影響があった」と回答した割合が特に高かった（図表２）。

【図表 2 : 受注者の立場から「影響があった」と回答した割合（3業種別の回答状況）】



中でも、石油製品・石炭製品製造業（92.9%）、パルプ・紙・紙加工品製造業（89.8%）、プラスチック製品製造業（89.6%）、食料品製造業（89.2%）、自動車整備業（88.9%）、家具・装備品製造業（88.7%）、印刷・同関連業（85.9%）など、14業種で「影響があった」と回答した割合が80%以上であった。

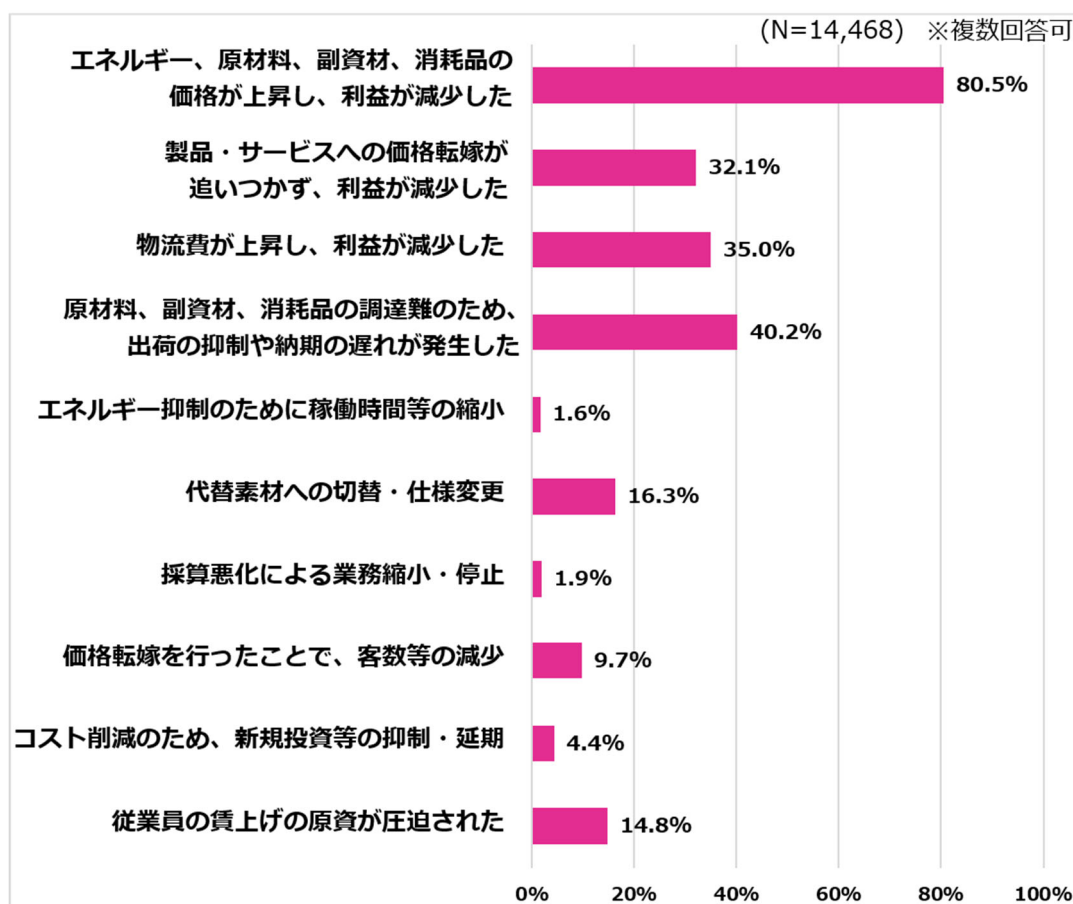
また、都道府県別では、秋田県（76.5%）、長野県（75.8%）、群馬県（75.6%）、山形県（75.1%）、岐阜県（75.1%）において、上記の回答をした割合が高く、75%以上であった。

(2) 具体的な影響の内容 （業種別・都道府県別の詳細は別紙3-1、別紙3-2参照）

受注者の立場からの具体的な影響としては、「エネルギー、原材料、副資材、消耗品の価格が上昇し、利益が減少した」（80.5%）との回答が最も多かった。また、「原材料、副資材、消耗品の調達難のため、出荷の抑制や納期の遅れが発生した」（40.2%）という生産・業務継続への影響や、「物流費（運賃、チャーター料など）が上昇し、利益が減少した」（35.0%）、「製品・サービスへの価格転嫁が追いつかず、利益が減少した」（32.1%）というコスト・収益への影響を挙げる受注者も多かった。この他に、「従業員の賃上げの原資が圧迫された」（14.8%）を挙げる受注者も一定数いた（図表3）。

こうした傾向は、各業種でも同様にみられた。

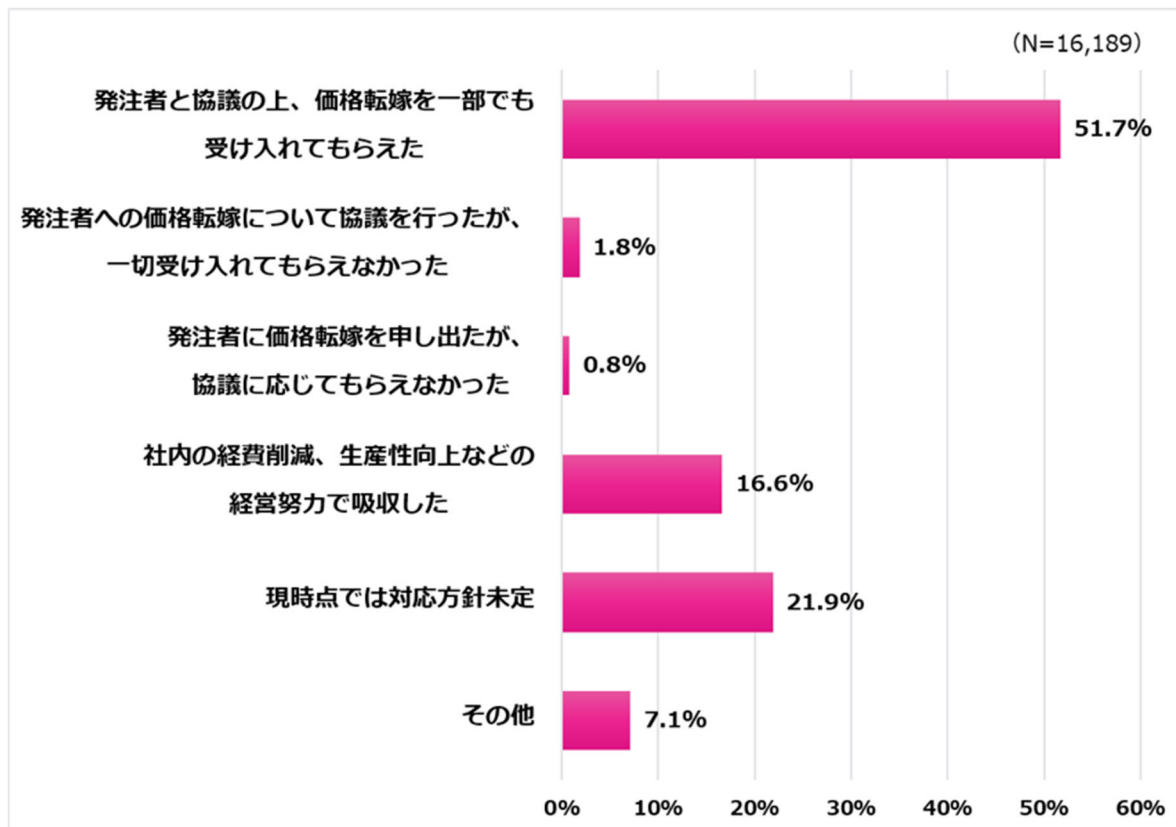
【図表 3 : 石油関連製品等の価格高騰に関する受注者の具体的な影響 (47 業種全体)】



2 石油関連製品等の価格高騰に関する影響があったと回答した受注者の対応

- (1) 受注者の対応（協議状況等）（図表 4）（業種別・都道府県別の詳細は別紙 4－1、別紙 4－2 参照）

【図表 4：石油関連製品等の価格高騰を受けた受注者の対応（47 業種全体）】



ア(7) 中東情勢の影響を受けた石油関連製品等の価格高騰の影響があった受注者の対応として最も多かった回答は、「発注者と協議の上、価格転嫁を一部でも受け入れてもらった」（51.7%）であった。

上記の回答をした者の割合は、業種別でみると、石油製品・石炭製品製造業（84.8%）、プラスチック製品製造業（78.1%）、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業（74.8%）、印刷・同関連業（71.1%）で70%以上であった。

また、前記1(1)で中東情勢の影響を受けた石油関連製品等の価格高騰に関する「影響があった」と回答した者の割合が80%以上であったにもかかわらず、「発注者と協議の上、価格転嫁を一部でも受け入れてもらった」との回答割合が50%未満にとどまった業種は、輸送用機械器具製造業（39.2%）、食料品製造業（42.7%）、道路貨物運送業（43.4%）、非鉄金属製造業（45.3%）、金属製品製造業（45.9%）、窯業・土石製品製造業（48.7%）であった。

(イ) 電話調査等を通じて、発注者及び受注者の双方から、価格転嫁についての協議を促進するなど、取引適正化に向けた積極的な取組を確認した（詳細は別紙5参照）。

○ 発注者から多数の受注者への価格協議の意向の確認

- 発注者から全ての受注者への価格協議に応じる旨の積極的表明
- 発注者が受注者に価格転嫁の要請に係る根拠資料を求めず、価格転嫁を受け入れたこと
- 発注者による製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払の遅延等の防止に関する法律（昭和31年法律第120号。以下「取適法」という。）の施行を意識した支払方法（現金払い、支払サイトの短縮等）の改善

イ(7) 図表4のとおり、「現時点では対応方針未定」や「社内の経費削減、生産性向上などの経営努力で吸収した」との回答を選択し、現時点において価格協議の申出をしていない旨の回答をした受注者は38.5%（これらの回答の合計の割合）であった。

上記の回答をした受注者の割合は、業種別でみると、放送業（82.8%）、不動産取引業（66.4%）、通信業（66.7%）、各種商品小売業（62.9%）で60%以上であった。これらの業種では、前記ア(7)の「発注者と協議の上、価格転嫁を一部でも受け入れてもらえた」（要請額の満額ではなく一部受け入れてもらえたものを含む。）と回答した割合が30%未満と、他の業種と比べて低かった。

(4) 電話調査等を行ったところ、受注者が発注者に協議を申し出ることができない事情として、次の回答が得られた。

- 受注者からすると、発注者との間での取引における力関係から、当該発注者に対し、取引価格の引上げを言い出せない。
- 食料品業界では、上代（メーカー希望小売価格）に連動して小売業者への卸売価格が決まるという商慣習がある。また、上代の見直しは変更時期の4か月前までに商談を開始するという商慣習もある。こうした商慣習があるため、今般のようなコストの急激な上昇があっても、食料品製造業者又は食料品卸売業者が小売業者との取引価格に価格転嫁するにも相応の時間を要し、その間は、食料品製造業者又は食料品卸売業者が上昇したコスト分を取引価格に反映できずに負担することになる。
- 病院など、なかなか価格転嫁を行いつらい発注者に対しては、価格の引上げを要請しづらいため、自社の経費節減等の経営努力で一定程度吸収せざるを得ないというのが実態である。

ウ(7) 図表4のとおり、「発注者への価格転嫁について協議を行ったが、一切受け入れてもらえなかった」と回答した受注者は1.8%であった。

上記の回答をした受注者の割合は、業種別でみると、インターネット附随サービス業（5.6%）、道路貨物運送業（5.1%）、不動産賃貸業・管理業（4.5%）、通信業（4.2%）で4%以上であった。

(イ) 発注者に対して電話調査等を行ったところ、受注者と協議は行ったものの、価格転嫁を受け入れることができない事情として、次の回答が得られた。

○ 動画配信サービス業者は、令和8年4月以降、情報サービス業者から、機材の運送に必要なガソリンの仕入価格が上昇していることを理由に、取引価格の引上げについて要請を受けたが、一定の時期にしか価格改定を行わないという商慣習があり、当該時期に当たらないため、協議の上で要請を受け入れなかった。

○ 生産用機械器具製造業者は、令和8年3月頃、部材等を仕入れる取引先数名から、値上げ要請を受けたが、顧客から価格転嫁を認めてもらえず当該取引先の要請を受け入れる原資がないため、協議の上で要請を受け入れなかった。

エ 図表4のとおり、「発注者に価格転嫁を申し出たが、協議に応じてもらえなかった」と回答した受注者の割合は0.8%であった。

上記の回答をした受注者の割合は、業種別でみると、情報通信機械器具製造業(3.2%)、総合工事業(2.1%)、広告業(2.0%)で、2%以上であった。

オ 前記のとおり、受注者の立場で「発注者に価格転嫁を申し出たが、協議に応じてもらえなかった」と回答した者は、わずか(0.8%)であり、受注者が協議を申し出れば協議に応じるということは根付きつつある。また、半分以上(51.7%)の受注者が、発注者に協議を申し出たところ、一部でも価格転嫁を受け入れてもらえたと回答した。

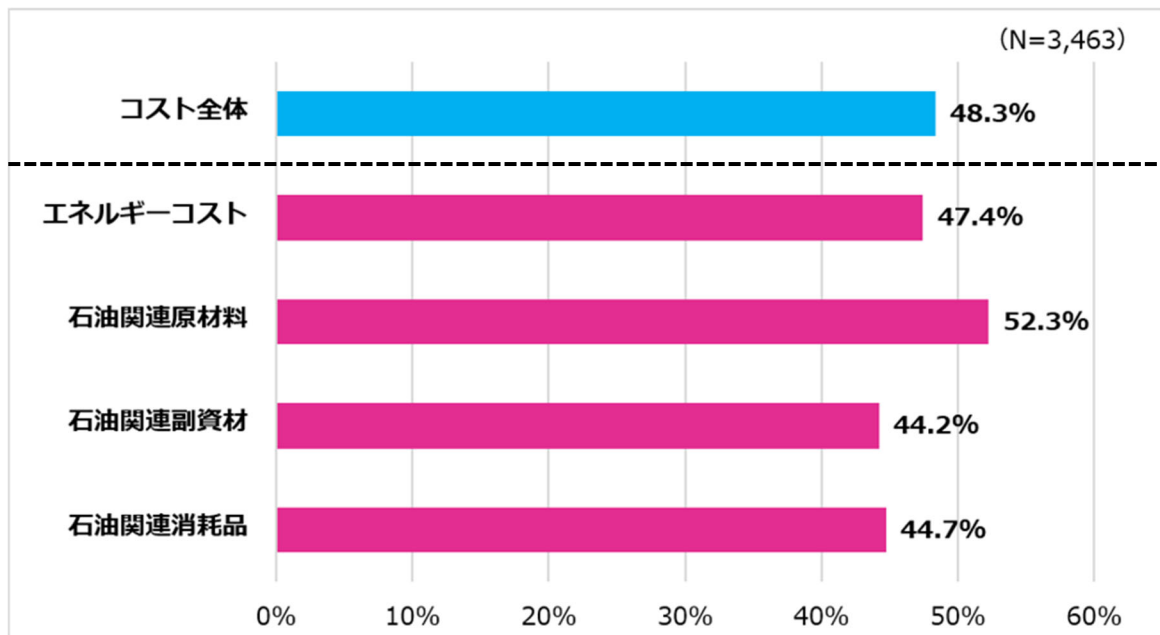
他方で、現時点において価格協議の申出をしていない受注者も4割程度(38.5%)いた。その事情として、発注者との力関係、一定の時期にしか価格改定を行わないなどの商慣習の存在を挙げる受注者がいた。

(2) 価格転嫁の要請受諾率

ア 取引段階全体

受注者が発注者に対し石油関連製品等の価格上昇に伴う価格転嫁を要請した場合、その要請額に対し発注者が要請を受け入れた金額の割合(以下、「要請受諾率」という。)は、エネルギー・原材料等のコスト全体では48.3%であり、コスト別では図表5のとおりであった。

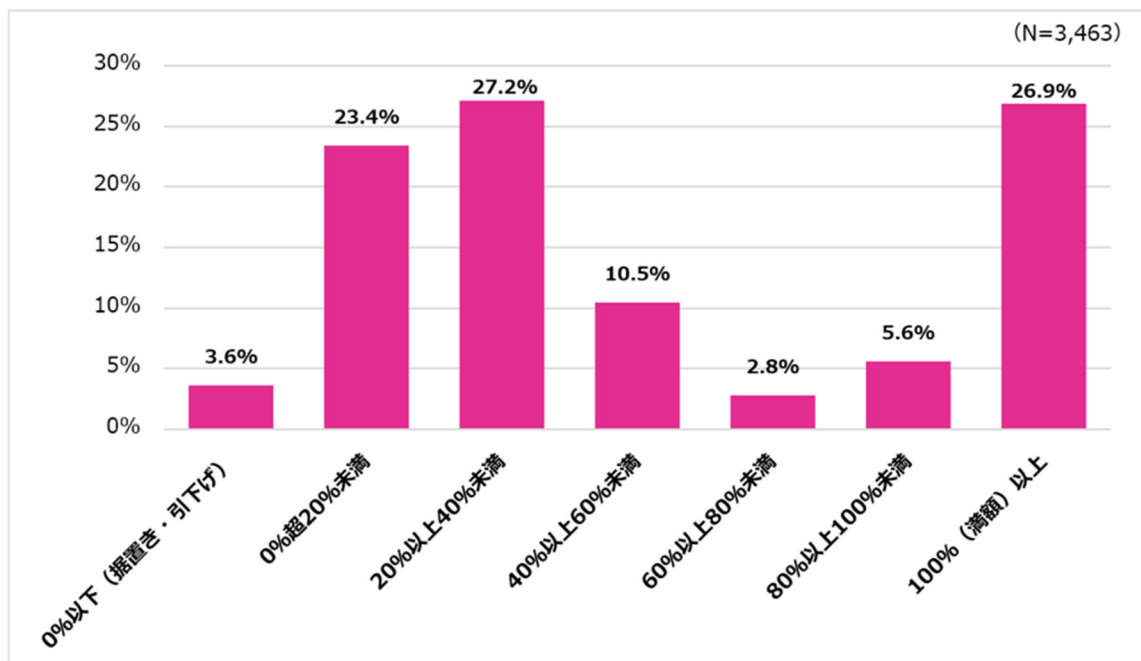
【図表 5：エネルギー・原材料等のコスト別の要請受諾率（47 業種全体）】



受注者が回答した要請受諾率の分布は図表 6 のとおりであり、「100%（満額）以上」が 26.9%に上る一方で、「0%超 20%未満」（23.4%）、「20%以上 40%未満」（27.2%）もあり、要請額に対する発注者による受諾の割合が、本調査時点では、高低二極化している状況が見られた。

また、「0%以下」（据置き又は引下げ）と回答した者の割合は 3.6%であった。

【図表 6：エネルギー・原材料等のコスト全体における要請受諾率の分布】



イ サプライチェーンの段階別

サプライチェーンの段階別の要請受諾率は、図表 7～図表 10 のとおりである。サプライチェーン全体としては、取引段階を遡る中で、特に二次受注者と三次受注者以降の取引段階における要請受諾率が、その他の取引段階のものに比べて低く、価格転嫁が十分に進んでいない傾向にある。中でも、製造業及びサービス業において、そうした傾向が顕著に表れた。

【図表 7：業種全体におけるサプライチェーンの段階別の要請受諾率】(N=3, 111)

サプライ チェーンの段階	エネルギー	石油関連 原材料	石油関連 副資材	石油関連 消耗品	石油関連 コスト全体
需要者⇒ 製造業者等	49.6%	52.2%	45.5%	43.2%	48.9%
製造業者等⇒ 一次受注者	46.8%	54.9%	43.0%	45.2%	49.1%
一次受注者⇒ 二次受注者	48.8%	52.9%	44.7%	47.2%	49.4%
二次受注者⇒ 三次受注者以降	37.8%	51.5%	44.6%	39.4%	45.4%

【図表 8：製造業におけるサプライチェーンの段階別の要請受諾率】(N=2, 065)

サプライ チェーンの段階	エネルギー	石油関連 原材料	石油関連 副資材	石油関連 消耗品	石油関連 コスト全体
需要者⇒ 製造業者	50.4%	54.4%	46.2%	43.6%	50.4%
製造業者⇒ 一次受注者	45.7%	53.5%	45.0%	48.1%	49.5%
一次受注者⇒ 二次受注者	51.0%	55.2%	47.0%	48.6%	51.8%
二次受注者⇒ 三次受注者以降	33.6%	49.5%	45.3%	39.7%	44.2%

【図表 9：流通業におけるサプライチェーンの段階別の要請受諾率】(N=419)

サプライ チェーンの段階	エネルギー	石油関連 原材料	石油関連 副資材	石油関連 消耗品	石油関連 コスト全体
小売業者⇒ 一次卸	45.1%	60.6%	41.4%	39.6%	49.5%
一次卸⇒ 二次卸	41.3%	44.7%	45.4%	49.7%	44.6%
二次卸⇒ 三次卸以降	49.4%	69.2%	40.7%	45.0%	55.7%

【図表 10: サービス業におけるサプライチェーンの段階別の要請受諾率】(N=439)

サプライチェーンの段階	エネルギー	石油関連 原材料	石油関連 副資材	石油関連 消耗品	石油関連 コスト全体
需要者⇒ サービス提供者	54.8%	42.6%	52.3%	47.9%	48.2%
サービス提供者 ⇒一次受注者	52.0%	53.6%	33.9%	41.2%	46.7%
一次受注者⇒ 二次受注者	55.2%	40.8%	16.2%	34.1%	40.4%
二次受注者⇒ 三次受注者以降	60.0%	32.7%	40.0%	15.0%	39.1%

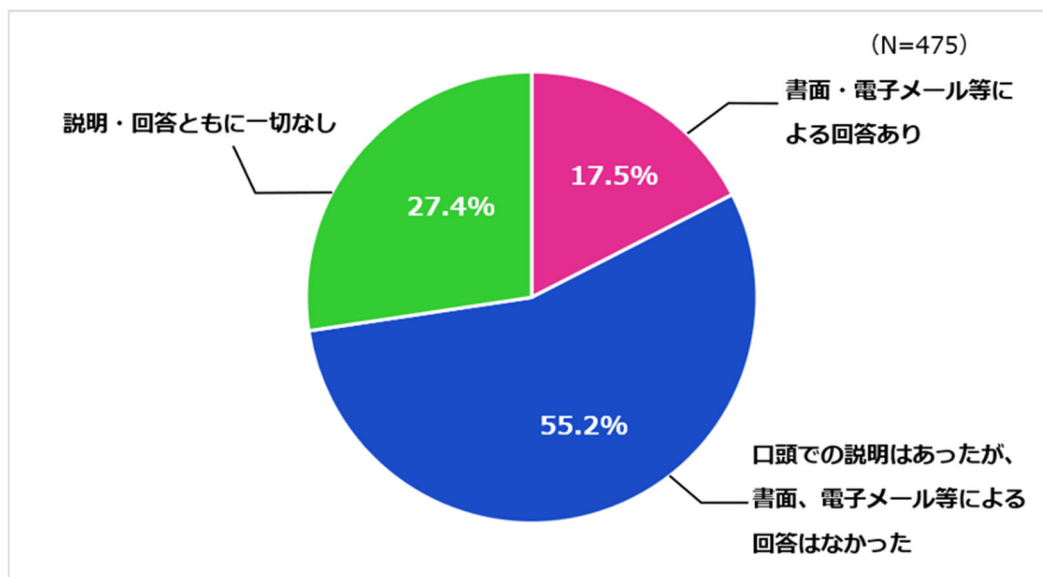
(3) 価格転嫁が受け入れられなかった理由

ア 理由の説明の有無

受注者が価格転嫁を受け入れてもらえなかった場合、発注者からその理由の説明の有無について、「書面・電子メール等による回答あり」が17.5%であったのに対し、「口頭での説明はあったが、書面、電子メール等による回答はなかった」が55.2%、「説明・回答ともに一切なし」が27.4%に上った（図表 11）。

なお、独占禁止法 Q&A では「労務費、原材料価格、エネルギーコスト等のコストが上昇したため、取引の相手方が取引価格の引上げを求めたにもかかわらず、価格転嫁をしない理由を書面、電子メール等で取引の相手方に回答することなく、従来どおりに取引価格を据え置くこと」は独占禁止法上の優越的地位の濫用の要件の一つに該当するおそれがあるとしている。

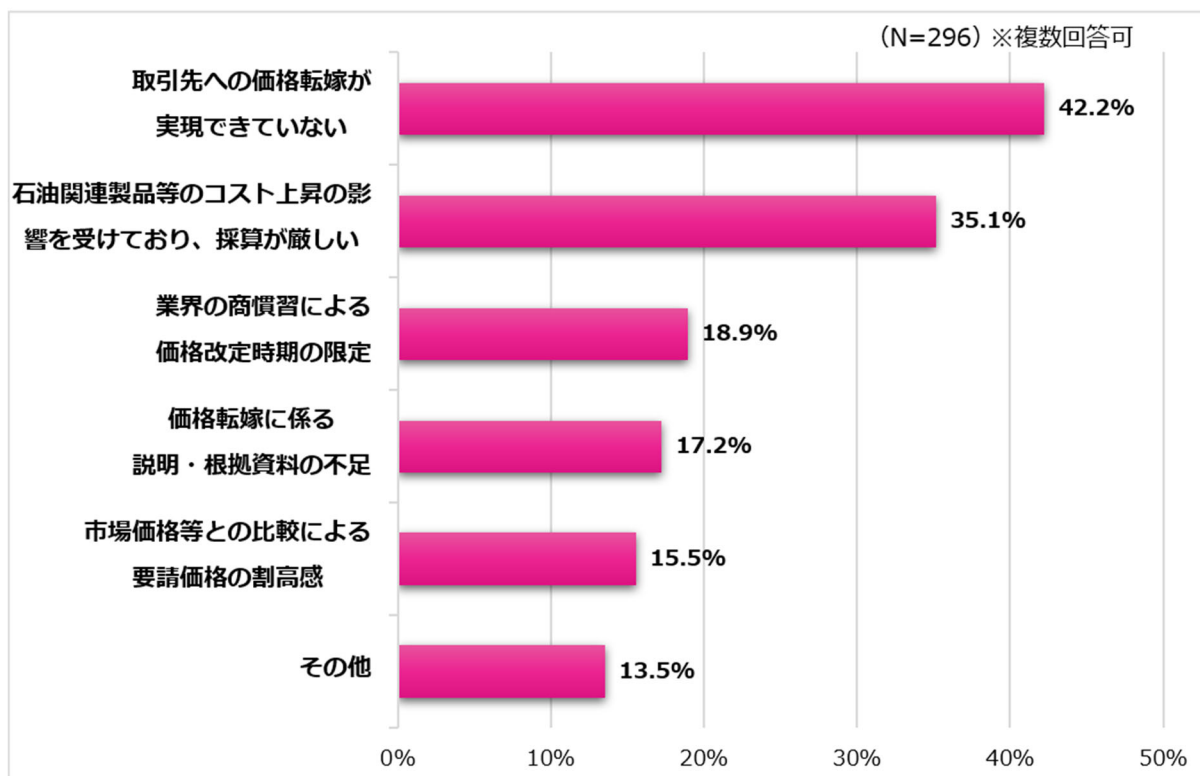
【図表 11：受注者が発注者から示された、価格転嫁を受け入れない理由の回答の有無（47業種全体）】



イ 理由の内容 （製造業・流通業・サービス業別の詳細は別紙6－1参照）

受注者の立場での回答において、発注者から示された価格転嫁を受け入れることができない理由として最も多かったのは、「取引先への価格転嫁が実現できていない」（42.2%）であり、次いで多かったのは、「石油関連製品等のコスト上昇の影響を受けており、採算が厳しい」（35.1%）であった（図表12）。

【図表12：受注者が発注者から示された価格転嫁不可の理由（47業種全体）】

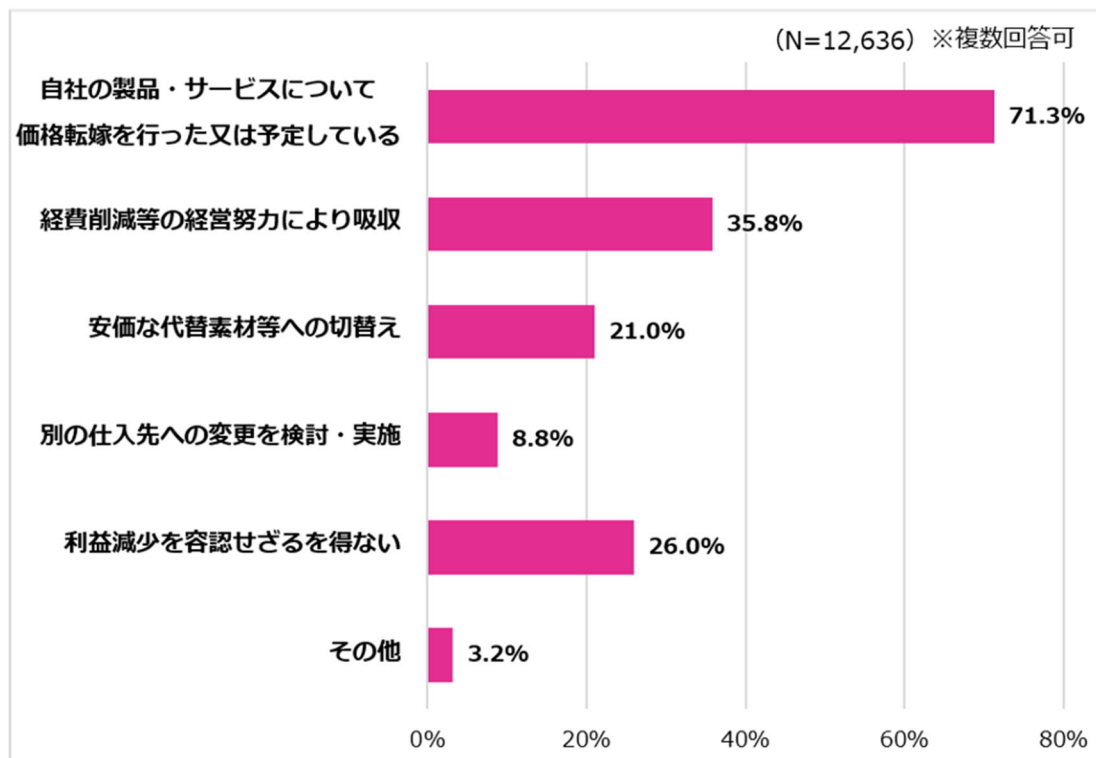


なお、発注者が価格転嫁を受け入れることができない理由について、発注者の立場での回答においては、「取引先への価格転嫁未実現」（31.3%）が最も高く、次いで「石油関連製品等のコスト上昇による採算悪化」（27.1%）の順であった（詳細は別紙6－2参照）。

3 発注者の価格転嫁受け入れ後の対応等

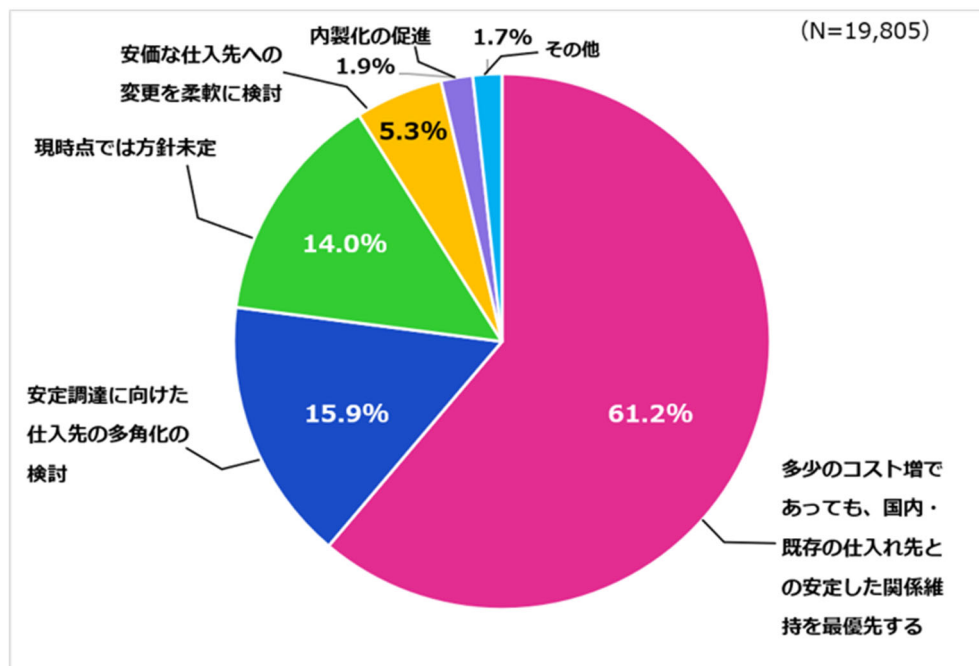
発注者が受注者からの価格転嫁の要請を受け入れた場合、それに伴うコスト上昇への対応について、「自社の製品・サービスについて価格転嫁を行った又は予定している」との回答（71.3%）が最も多かった（図表13）。（製造業、流通業及びサービス業で大別した回答結果は別紙6－3参照）

【図表 13：価格転嫁受入れ後の発注者の対応（47 業種全体）】



また、発注者としての今後の仕入先（サプライチェーン）との取引方針については、「多少のコスト増であっても、国内・既存の仕入れ先との安定した関係維持を最優先する」との回答（61.2%）が最も多かった（図表 14）。（製造業、流通業及びサービス業で大別した回答結果は別紙 6－4 参照）

【図表 14：今後の仕入先との取引方針（47 業種全体）】



第4 本件調査を受けた公正取引委員会の対応

1 独占禁止法の注意喚起文書の送付

本件調査の結果を踏まえ、独占禁止法 Q&A に該当する行為が認められた発注者 59 名に対し、優越的地位の濫用の未然防止の観点から注意喚起文書を送付し、問題につながるおそれのある行為を指摘することにより、自主的な改善を促した。注意喚起文書を送付した数が多い業種は、総合工事業（8 件）、建築材料、鉱物・金属材料等卸売業、輸送用機械器具製造業（5 件）、機械器具卸売業、窯業・土石製品製造業、酪農業・養鶏業（農業）（4 件）であった（全 47 業種の送付件数は別紙 1 参照）。

電話調査等を通じて、独占禁止法 Q&A に該当する行為を行った発注者の事情として、当該発注者が受注者である取引において価格転嫁が進まず、取引価格を引き上げる原資がないこと、受注者が引上げを希望する時期までの期間が短く対応できないこと、中東情勢による価格高騰はまもなく収まるであろうという目論見を持ったことなどであった（事例は別紙 7 参照）。

2 取適法に基づく指導及び注意喚起の実施

本件調査に併せて、取適法上の委託事業者に該当する事業者に対して、石油関連製品等の価格転嫁に関連して、取適法に違反する行為を行っていないか、緊急の調査を実施した。ほとんどの委託事業者は、中東情勢の影響により石油関連製品等を中心に原材料価格が高騰している昨今の状況を踏まえ、中小受託事業者から製造委託等代金の額の見直しに関する協議の求めを受け、中小受託事業者との間で価格転嫁に関する協議を実施した上で合意をしているなど、今回の緊急の調査においては、取適法上問題となる行為はほとんど認められなかった。取適法の周知啓発により、事業者の間に取適法が浸透し、今般のような状況でも適切な価格交渉が一定程度行われるようになっていることがうかがえる。

しかしながら、一部の委託事業者において、中小受託事業者から製造委託等代金の額の見直しに関する協議の求めがなかったことを理由に価格を据え置いている事例が認められたため、取適法上の買いたたきに該当し同法に違反するおそれのある行為であるとして指導を行った（2 名）。

また、調査の結果、取適法に違反する行為又は違反するおそれのある行為が認められなかった委託事業者に対しても、引き続き、中小受託事業者との製造委託等代金の額の見直しに関する協議に際して取適法に違反する行為を行うことがないように注意喚起を行った。

第5 今後の公正取引委員会の方針

公正取引委員会は、中東情勢による石油関連製品等の価格高騰を受けて、価格転嫁の徹底のために、次の取組を行っていくこととする。

1 優越的地位の濫用行為に対する厳正な法執行

本件調査の結果、価格転嫁が円滑に進んでいないことがうかがわれる業種について、今後とも、積極的に端緒情報の収集を行い、独占禁止法上問題となる事案については、対象となる事業者に対し、事業者名の公表を伴う措置を採るなど、厳正な法執行を行う。

2 取適法違反行為に対する厳正な法執行

取適法違反行為を発見するための情報収集として、令和8年度においても書面調査を実施し、それらで得た情報も活用して、効果的に違反被疑事業者に対する調査を実施する。その上で、取適法に違反する行為については、取適法に基づき、迅速かつ厳正に対応していく。

3 相談・情報提供窓口

既存の相談窓口（優越的地位の濫用、取適法）、情報提供窓口（取適法、買いたたき等）の活用を進める。

4 価格転嫁円滑化等に関する調査の実施

サプライチェーンにおいて特に二次受注者と三次受注者以降の取引段階で価格転嫁が十分に進んでいない傾向にあること、要請受諾率が高低二極化していることのほか、受注者が価格協議を申し出づらいつい事情の存在など本件調査で得られた結果も踏まえ、現在実施中の令和8年度調査において、石油関連製品等を含む価格転嫁の状況について、全都道府県の事業者に対し立入調査を実施するなどして、独占禁止法違反行為の未然防止の観点から啓発を行うとともに、価格転嫁の実態の把握を進め、今年中にその結果を公表する。

以 上